

様式 1

事業報告書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 左右会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 鹿児島県志布志市志布志町志布志一丁目 1 1 番 1 2 号

(3) 設立認可年月日 昭和 3 2 年 3 月 8 日

(4) 設立登記年月日 昭和 3 2 年 3 月 1 8 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	橋 口 渡	病院芳春苑 管理者
理 事	今 村 豪	
〃	田 坂 大 作	
〃	田之上 供 明	藤後クリニック 管理者 介護医療院とうご 管理者 介護老人保健施設つわぶき 管理者
〃	板 倉 進	宮古島リハビリ温泉病院 管理者
〃	今 村 陸	
〃	宇都宮 由 生	
〃	田 坂 将 貴	
〃	山 本 一 成	
監 事	米 田 勝 彦	
〃	大工原 主 馬	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」
以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医

療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関 コード又は介護 事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	病院芳春苑	4614110197	鹿児島県志布志市志 布志町安楽 3008 番地 5	精神病床 124床
病院	宮古島リハビリ 温泉病院	4710611163	沖縄県宮古島市平良 字東仲宗根添 1898 番地 7	療養病床 216床
診療所	藤後クリニック	4614110221	鹿児島県志布志市志 布志町志布志 一丁目13番1号	一般病床 19床
介護老人 保健施設	つわぶき	4652980030	鹿児島県志布志市志 布志町志布志 一丁目13番3号	入所定員86名 通所定員40名
介護医療院	とうご	46B1700014	鹿児島県志布志市志 布志町志布志 一丁目11番12号	入所定員29名

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。

3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
志布志訪問看護 リハビリステーション	鹿児島県志布志市志布志町 志布志一丁目13番1号	

左右会介護支援センター	鹿児島県志布志市志布志町 志布志一丁目 13 番 1 号	
左右会ヘルパーステーション	鹿児島県志布志市志布志町 志布志二丁目 3 番 6 号	
左右会定期巡回 ヘルパーステーション	鹿児島県志布志市志布志町 志布志二丁目 3 番 6 号	
生活訓練事業所もっこく	鹿児島県志布志市志布志町 安楽 3012 番地 3	
グループホームたすけ愛	鹿児島県志布志市志布志町 安楽 2896 番地	
左右会就労支援事業所	鹿児島県志布志市志布志町 安楽 3004 番地 5	
そお地区障がい者等 基幹相談支援センター	鹿児島県志布志市有明町野井倉 1756 番地	志布志市・曾於市・ 大崎町から一部委託
ハートケア更竹	沖縄県宮古島市平良字東仲宗根添 1898 番地 7	
更竹デイサービスセンター	沖縄県宮古島市平良字東仲宗根添 1898 番地 7	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に
【 】書で記載すること。

(3) 収益業務(社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

な し

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 5 月 2 0 日	令和 7 年度 事業報告及び収支決算の承認
令和 8 年 3 月 1 7 日	令和 8 年度の事業計画及び収支予算の決定
”	令和 8 年度の借入金額の最高限度額の決定
”	事業譲渡契約の締結
”	役員の選任
”	土地建物の賃貸借契約締結

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

な し

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

な し

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

な し

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

な し

(9) その他

な し

様式 2

法人名 医療法人 左右会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県志布志市志布志町志布志一丁目11番12号

財 産 目 録
(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	4,645,110 千円
2. 負 債 額	1,944,649 千円
3. 純 資 産 額	2,700,461 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,851,115
B 固 定 資 産	2,793,995
C 資 産 合 計 (A+B)	4,645,110
D 負 債 合 計	1,944,649
E 純 資 産 (C-D)	2,700,461

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 1

法人名 医療法人 左右会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県志布志市志布志町志布志一丁目 1 1 番 1 2 号

貸 借 対 照 表

(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	1,851,115	I 流 動 負 債	232,759
現金及び預金	828,607	支払手形	0
事業未収金	676,974	買掛金	34,136
有価証券	0	短期借入金	0
たな卸資産	13,560	未払金	132,930
前渡金	250,000	未払費用	46,095
前払費用	74,868	未払法人税等	141
その他の流動資産	7,106	未払消費税等	2,116
II 固 定 資 産	2,793,995	前受金	0
1 有 形 固 定 資 産	2,077,886	預り金	17,132
建物	1,091,732	前受収益	189
構築物	14,092	〇〇引当金	0
医療用器械備品	28,406	その他の流動負債	16
その他の器械備品	20,719	II 固 定 負 債	1,711,890
車両及び船舶	3,729	医療機関債	0
土地	903,621	長期借入金	1,680,552
建設仮勘定	0	繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	15,584	長期未払金	31,338
2 無 形 固 定 資 産	55,236	その他の固定負債	0
借地権	218	負債合計	1,944,649
ソフトウェア	2,305	純資産の部	
その他の無形固定資産	52,712	科 目	金 額
3 その他の資産	660,873	I 基 金	0
有価証券	2,970	II 積 立 金	2,700,461
長期貸付金	0	その他の資本剰余金	1,866
保有医療機関債	0	基本財産積立金	678,879
その他長期貸付金	0	繰越利益積立金	2,019,715
保証金	517,280	III 評価・換算差額等	0
長期前払費用	1,874	その他有価証券評価差額金	0
繰延税金資産	0	繰延ヘッジ損益	0
その他の固定資産	138,748	純資産合計	2,700,461
資産合計	4,645,110	負債・純資産合計	4,645,110

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適當であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 1

法人名 医療法人 左右会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県志布志市志布志町志布志一丁目11番12号

損 益 計 算 書

(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		3,680,436
2 事業費用		
(1)事業費	3,532,854	
(2)本部費	0	3,532,854
本来業務事業利益		147,582
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		363,979
2 事業費用		474,665
附帯業務事業損失		110,686
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業利益		36,896
II 事業外収益		
受取利息	1,392	
その他の事業外収益	53,704	55,096
III 事業外費用		
支払利息	4,824	
その他の事業外費用	52,786	57,610
経常利益		34,382
IV 特別利益		
固定資産売却益	210	
その他の特別利益	7,817	8,028
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	8,922	8,922
税引前当期純利益		33,488
法人税・住民税及び事業税	141	
法人税等調整額	0	141
当期純利益		33,347

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が理事である法人	社会福祉法人 橋友会 (注) 1	鹿児島県志布志市	557,797	委託契約	看護業務	看護業務 (注) 2	960	一般未収金	80
役員が理事である法人	社会福祉法人 橋友会 (注) 1	鹿児島県志布志市	557,797	委託契約	洗濯業務	洗濯業務 (注) 3	791	一般未収金	70
役員が理事である法人	社会福祉法人 橋友会 (注) 1	鹿児島県志布志市	557,797	食品の卸	食品の販売	食品の販売 (注) 4	273	一般未収金	25
役員が理事である法人	社会福祉法人 橋友会 (注) 1	鹿児島県志布志市	557,797	委託契約	在庫管理・配送	在庫管理・配送 (注) 5	360	一般未収金	30
役員が株主総会の議決 権の過半数を占めてい る法人	有限会社もっこく (注) 6	鹿児島県志布志市	58,714	食品の卸	食品の購入	食品の購入 (注) 7	3,579	買掛金	300

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1. 当法人が理事である法人。
- (注) 2. (社福) 橋友会の介護事業所と医療連携 (定期訪問・緊急時の対応等) として、当法人の訪問看護事業所と委託契約している。
- (注) 3. (社福) 橋友会の介護事業所入所者で、私物衣類等を個人 (家族等) で洗濯できない方のための洗濯委託を当法人の就労支援事業所が受託している。
- (注) 4. 当法人の就労支援事業所で生産しているパンを (社福) 橋友会の事業所へ納品している。
- (注) 5. 当法人の就労支援事業所でマスク等の衛生消耗品の在庫管理を行い、必要数を (社福) 橋友会の事業所へ配送している。
- (注) 6. 当法人が出資者である法人。
- (注) 7. (有) もっこくからの食品 (農作物等) の購入に関する取引価格は市場価格を勘案して決定し、支払条件は翌月末振込払いとしている。

監事監査報告書

医療法人 左右会

理事長 橋口 渡 様

私は、医療法人左右会の令和7年会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- （1）事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示していると認めます。
- （2）会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致していると認めます。
- （3）計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- （4）理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 5 月 15 日

医療法人 左右会

監事 米田 勝彦

監事 大工原 主馬

